

○国の方針

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ②多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費＋用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



これまでの真庭市の取組

2023年(令和5年)



「真庭市学校部活動の
地域連携に関する検討会議」
「小・中学生・保護者へのアンケート」の実施

2024年(令和6年)



「指導者研修会」を開催



「真庭市地域クラブ活動に関する方針」
を策定

「地域クラブ認定制度」
「スポーツ・文化人材バンク」設置

「モデル事業」を実施



「国の実証事業」を実施



10年後、20年後も真庭の子どもたちにとって望ましい環境を構築することを目指す

真庭市地域クラブ活動に関する方針

○地域クラブ活動

地域クラブ活動は、国のガイドラインにも明記されている「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域全体で関係者が連携して支え、学校単位で行われてきた部活動とともに、教育的意義を有する活動であり、継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で中学生の望ましい成長を保障するものです。

保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・連携した形での地域におけるスポーツ・文化芸術等の活動ができる環境の整備を進めていきます。

○地域クラブの目指す姿

真庭市の地域クラブは、「スポーツ・文化芸術活動を通して真庭の子どもたちを育てる」という意識の下、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、学校や教育関係者等と必要な連携を図りながら、次のことを目指した活動を行っています。

・子どもたちが主体的にスポーツ・文化芸術活動を選択し、一人ひとりに応じた多様な参加ができる。

・学校生活だけでなく、生涯スポーツ・生涯学習の一環として、子どもたちの将来につながる持続可能な体験ができる。

○地域クラブ

学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」を実施する団体が、要件を満たして認定を受けたものを「地域クラブ」とします。

【認定要件】

- ①原則として、真庭市内の中学校に在籍する中学生を中心に編成されている活動プログラムを行う団体、または多世代での交流を目的に設置されている団体であること。
- ②真庭市地域クラブ活動に関する方針に沿った活動であること。
- ③団体の規約（目的、入退会、会員及び会費）、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- ④責任者は18才以上とすること（ただし、高校生は除く）。
- ⑤参加する会員が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取り扱いを明確にしておくこと。
- ⑥中学生の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じた情報共有を行い、連携を図ること。ただし、市外の学校との連携については、各団体の判断によるものとする。
- ⑦指導者及びクラブ関係者は、県や市が主催する指導者研修等を積極的に受講すること。
- ⑧学校部活動の教育的意義を継承・発展し、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
- ⑨参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全について確保するとともに、トラブルや事故の未然防止に努める団体であること。
- ⑩体罰や暴言は、参加者の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、人権を尊重して活動を行うこと。
- ⑪指導者や参加者に対して、怪我や事故が生じた場合に、適切な補償が受けられるよう傷害保険や個人賠償責任保険に加入させていること。
- ⑫本認定要件が変更された際は、変更内容を承認すること。

真庭市地域クラブ活動に関する方針

○地域クラブの運営・活動計画

- ・地域クラブは、学校施設を使用する場合は、**使用する中学校の学校行事を考慮して活動**を計画すること。年間の活動及び毎月の活動を計画し、可能な範囲で公表すること。
- ・スポーツ活動を行う地域クラブは、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠した運営に努めること。など

○指導者等

指導者の資質の向上

- ・地域クラブは、指導者や活動をサポートする者を真庭市が設けた「真庭市スポーツ・文化人材バンク」に登録すること。
- ・岡山県、真庭市及び真庭市教育委員会が実施する研修等を受講すること。
- ・地域クラブは、参加者の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うこと。
- ・参加者がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、コミュニケーションを十分に図り、発達の個人差や成長期における体と心の状態等を鑑みた上で指導を行うこと。など

適切な指導の実施

- ・地域クラブは、**参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶**するとともに、中央競技団体等が作成した指導手引きを活用して、指導を行う。
- ・指導者は、**参加者との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の導入等を行う**とともに、**研修会等へ積極的に参加し、正しい知識を修得**する。など

指導者等の人材確保

- ・地域クラブは、真庭市が設けた「真庭市スポーツ・文化人材バンク」を活用し、指導者及びサポーター等の確保を行うこと。

教職員等、学校関係者の兼職兼業

- ・地域クラブは、指導者本人の意思を尊重し、**指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に配慮しなければならない**。また、指導者の健康や**本来の職務に支障がないことを常に確認しなければならない**。
- ・地域クラブは、教職員等を地域クラブのスタッフとして雇用等する際、居住地を考慮するとともに、異動や退職等があっても継続的・安定的に地域クラブに従事可能か確認しなければならない。
- ・教職員等が兼職兼業等によって地域クラブに従事する場合には、**実費弁償などを除き無報酬（無償ボランティア）であつたとしても、在籍校の学校長へ必ず報告しなければならない**。
- ・教職員等の服務監督を行う市教育委員会等と連携して、勤務時間等の全体管理を行うなど、雇用者等の適切な労務管理に努めること。など

真庭市地域クラブ活動に関する方針

○活動内容

- ・地域クラブは、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、体験教室、レクリエーション的な活動、ユニバーサルスポーツや、アーバンスポーツ、アート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、参加者の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保すること。
- ・地域クラブは、地域の現状に応じ、中学生の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、他の世代向けに設置されている活動にも一緒に参加できるようにすること。など

○休養日及び活動時間等

- ・市教育委員会が策定した「学校部活動の在り方に関する方針」に記載している活動時間を遵守し、休養日を設定すること。
- ・当面、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、中学生等の成長や生活全般を見通し、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が必要に応じて連携し、調整を図ること。
- ・1日の活動時間は、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、平日においては長くとも2時間程度、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- ・夏休みなど長期休業中は学校の休業日の扱いに準じるものとする。
- ・学校始業前の活動（早朝練習）については、中学生等の健康面・安全面及び家庭への負担がかかるため実施しないこと。
- ・練習試合については、常態化することがないよう留意するとともに、参加者の過度の負担とならないよう精査すること。など

○活動場所

- ・地域クラブは、地域の学校をはじめとする学校施設、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設を拠点として活動すること。
- ・地域クラブは、活動している学校が、気象警報や感染症等により臨時休校（休業）した場合は、当該学校での活動を行わないこと。など

○会費の設定

- ・地域クラブは、中学生や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定すること。など

○保険加入

- ・地域クラブは、参加者や指導者等に対して、自身の怪我や物品の破損等を補償する傷害保険や個人賠償責任保険に加入すること。など

真庭市地域クラブ活動に関する方針

○学校との連携等

・地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の中学生の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で中学生の望ましい成長を保障すること。

・地域クラブと学校との間で、中学校の学校行事（定期テスト含む）や大会（練習試合含む）等の情報共有を行い、必要に応じて相談を行いながら中学生の実情にあわせた活動を実施すること。

・学校施設を活用する場合は、学校と連携を図りながら学校備品の使用及びクラブ備品の保管等のルールを定め、紛失や破損した場合のルールを各地域クラブと学校とで定めること（地域クラブまたは個人の保険で対応等）。

・市内で活動している同種目の他地域クラブがある場合は、中学生等が混乱しないように、地域クラブ間及び中学校との協力体制（エリア・活動内容・活動場所等）を整えること。
など

○事故の防止及び健康管理

・地域クラブは、活動時期、活動時間及び活動場所の気温や湿度など環境条件を把握し、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、熱中症等事故防止に努めること。

・地域クラブは、事故が発生した場合、速やかに応急手当、対応を行うこと。また、事故の状況に応じて救急搬送を要請するなど必要な措置を講ずること。

・地域クラブは、気象警報や感染症等により学校が臨時休校（休業）した場合は、当該学校（学級）の中学生を参加させないこと。
など

○個人情報の取扱い

・地域クラブは、個人情報の保護に関する法律を遵守するほか、活動によって知り得た情報を漏洩せず適正に取り扱うこと。

○大会等への参加

・中学校体育連盟主催大会に参加を希望する地域クラブは、岡山県中学校体育連盟が定めた参加資格要件を満たすことを確認し、登録手続きを行わなければならない。

・登録した地域クラブが参加申込みする場合、学校と事前調整を必ず行うこと（該当生徒がいる場合）。

・吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加を希望する地域クラブについては、岡山県吹奏楽連盟へ問い合わせたうえで、必要な手続きを行うとともに、学校との事前調整を必ず行うこと（該当生徒がいる場合）。

・その他の大会等に参加を希望する地域クラブは、それぞれの主催団体が定めた参加資格を満たすことを確認し、参加手続き等を行わなければならない。また、学校と事前調整を必ず行うこと（該当生徒がいる場合）。なお、大会参加重視にならないように無理のない範囲で参加すること。
など

地域クラブの認定制度について

○認定要件

- ・真庭市内の中学校に在籍する中学生を中心に編成されている活動プログラムを行う団体又は多世代での交流を目的に設置されている団体であること。
- ・真庭市地域クラブ活動に関する方針に沿った活動であること。
- ・団体の規約(目的、入退会、会員、会費等を定めたもの)、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- ・責任者は18才以上とすること(ただし、高校生は除く。)
- ・参加する会員が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取り扱いを明確にしておくこと。
- ・中学生の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、必要に応じた情報共有を行い、連携を図ること。ただし、市外の学校との連携については、各団体の判断によるものとする。
- ・指導者及びクラブ関係者は、県や市が主催する指導者研修等を積極的に受講すること。
- ・学校部活動の教育的意義を継承・発展し、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
- ・参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全について確保するとともに、トラブルや事故の未然防止に努めること。
- ・体罰や暴言は、参加者の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、人権を尊重して活動を行うこと。
- ・指導者や参加者に対して、怪我や事故が生じた場合に適切な補償が受けられるよう傷害保険や個人賠償責任保険に加入させていること。
- ・本認定要件が変更された際は、変更内容を承認すること。

○認定申請提出書類

真庭市地域クラブ認定(変更)申請書	団体名、代表者(氏名、住所、電話番号)、事務局(氏名、住所、電話番号、メールアドレス)、活動内容(競技種目)、活動拠点、参加対象、月謝、用具費用などの保護者負担額を記入
真庭市地域クラブ認定に係る誓約書	政治活動、宗教活動を目的とした団体ではないこと、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体ではないこと、認定要件をすべて満たしている団体であることの誓約書
団体の規約又はそれに相当するもの	規約(名称、事務局、目的、事業、運営組織(役員等・任期・職務)、会員(入会および退会・会費・保険)、会議・議決に関することについて、会計(財源、会計管理・会計年度)、指導者・スタッフについて等が明記されていること)
役員名簿	団体の役員がわかる名簿
当年度の活動計画書	年間活動計画、週間活動計画、複数の競技種目(活動内容)がある場合はそれぞれを作成
地域クラブ認定要件確認書	認定要件の確認書
中学校との連携確認書	真庭市地域クラブ活動に関する方針に沿った活動を行うこと、中学生の所属校と活動方針や活動状況、スケジュール等の共有を図ることなど、地域クラブとして認定された場合、中学校と連携を取った活動を行うことを支部中学校校長会に確認を取るための書類

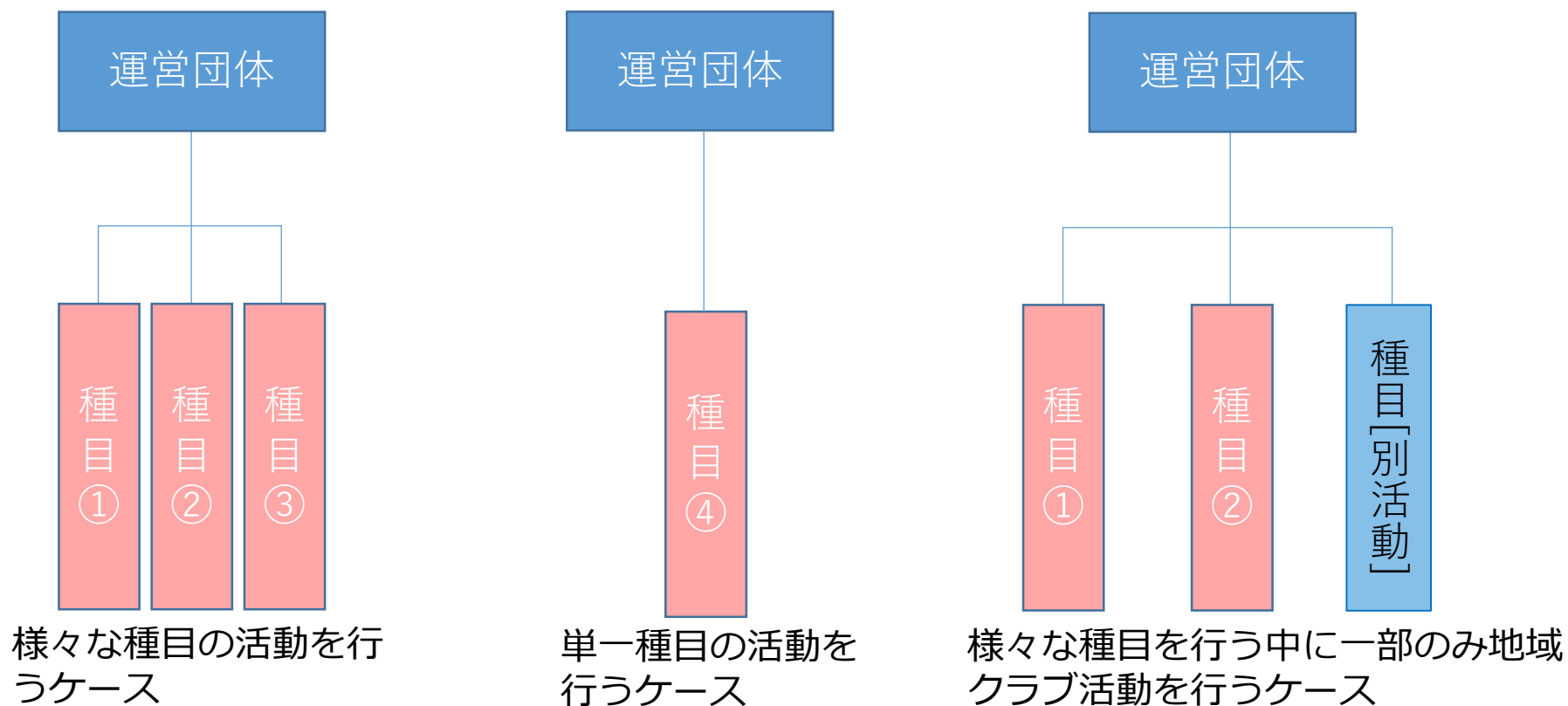
地域クラブの認定制度について

○認定の期間及び継続認定 認定の日から翌年度の3月31日までとする。(1年ごと更新)

○市の支援

- ・中学校施設の定期予約の優先(既に他団体の予約が入っている場合は除く。)
- ・小中学校への地域クラブ紹介
- ・その他市長が別に定める支援

○地域クラブ認定イメージ





真庭市 スポーツ・文化人材バンク 登録者募集



真庭市でスポーツ・文化活動を指導できる経験や技能等を有する人材やその活動をサポートできる人材を把握するために真庭市スポーツ・文化人材バンク登録制度を設けました。

指導者

市内のスポーツ・文化活動団体の指導を行う人

(高校生を除く18歳以上)

サポーター

市内のスポーツ・文化活動団体の運営の手伝いや指導の補助などを希望する者またはスポーツ・文化活動に興味がある人

(中学生を除く15歳以上)

スポーツ、文化団体の指導者
及び関係者
無所属の指導者資格所有者
活動に興味がある方 など

登録

人材バンク

指導者
サポーター

登録は

3年

有効 ※

※登録した日から3年経過した日の属する年度の末日まで
(有効期間が来たらその都度、更新が必要)

スポーツ・文化
団体、学校等

紹介 ※希望があれば、指導者またサポーターを紹介

【登録要件】

■指導者及びサポーター共通

- ・人材バンクの趣旨を理解し賛同していること
- ・活動に適した健康状態であり、活動に積極的であること
- ・国、岡山県、真庭市、各競技団体等の指導方針に基づいて指導することができ、日頃から必要な知識や技術の習得に努めていること
- ・過去の指導において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事項のないこと

■指導者

- ・次のいずれかに該当していること

- ①教員免許を取得しており、当該運動競技や文化芸術活動の部活動指導実績がある者
- ②公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者
- ③学校教育法第1条に規定する学校において、当該運動競技や文化芸術活動の部活動で指導実績のある者
- ④高等学校卒業程度の資格を有し、市内各運動競技団体・文化芸術団体、市内中学校長、市教育委員会又は在籍している学校の関係者から、指導者として適格であると推薦された者
- ⑤その他、県又は市が開催する研修会等を、すでに受講又は登録年度に受講をする者

■サポーター

- ・サポーターとして団体や指導者の指示に従うことができること

【登録することによるメリット】

- ・市や県が開催する指導方法やハラスメント防止などを学ぶ研修会(年数回あり)をご案内します。
(更新時には受講実績の確認を行い、未受講の場合は更新できません。)
- ※活動団体によっては受講が要件になっているところもあります。
- ・団体等から希望があれば、指導者またサポーターを紹介できるようしていきます。

【指導者登録の取消】

- ・申請の取り消しを希望する場合
- ・指導を行っている活動・団体関係者からふさわしくない行為の情報が入り、注意したにもかかわらず継続して同様の行為を行ったとき
- ・登録要件に該当しなくなったとき など

<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/13/102830.html>



登録方法

別紙申請書により申込みください

真庭市スポーツ・文化人材バンク登録申請書

記入例

☒ 新規 ☐ 更新							
ふりがな氏名	まにわ たろう 真庭 太郎			生年月日	西暦 0000 年 0 月 0 日		
住所	〒000-0000 真庭市〇〇1234						
電話番号	090-0000-0000			メールアドレス	00000@000.00		
職業	☐ 自営業／個人事業主 ☐ 公務員(教員) ☒ 会社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 学生 ☐ その他()						
登録分類	スポーツ・文化			活動種目種類	※バレーボール、吹奏楽など バレーボール		
登録区分	指導者・サポーター *裏面の登録要件にチェックを入れてください。						
指導対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・成人以上 指導・サポートができる対象が複数ある場合は該当を全て選択してください						
指導可能日	(可能なときに○をしてください)						
	月	火	水	木	金	土	日
	午前 (9時～12時)	午前	午前	午前	午前	午前	午前
	午後 (13時～18時)	午後	午後	午後	午後	午後	午後
	夜間 (18時～22時)	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間	夜間
活動可能地域	市内全域・北房・落合・久世・勝山・美甘・湯原・蒜山 指導・サポート可能なエリアが複数ある場合は該当を全て選択してください						
所属団体	(所属している団体がある場合) 団体名：スポーツ少年団〇〇部						
指導履歴	10年(2015年～)						
団体種別	☐ 地域クラブ ☒ スポーツ少年団 ☐ スポーツ協会 ☐ 総合型スポーツクラブ ☐ 文化協会 ☐ 各種連盟 ☐ その他()						

【 登録要件 】

指導者 サポーター	【 以下はすべてに✓をつけてください 】 ※共通要件は、全ての欄に☑がないと登録できません。
共通	☒ 人材バンクの趣旨を理解し賛同していること ☒ 活動に適した健康状態であり、活動に積極的であること ☒ 国、岡山県、本市、競技団体等の指導方針に基づいて指導することができ、日頃から必要な知識や技術の習得に努めていること ☒ 過去の指導において、体罰、ハラスメント等指導者として不適格と認められる事項のないこと
登録区分 で指導者 を選択し た方	【 以下に✓をつけてください 】 ※この欄に該当しない場合は登録できません。 ☒ 人材バンク登録時に 18 歳以上（高校生不可）であること
指導者のみ	【 以下は該当するいずれかに✓をつけてください 】 ※この欄で該当がない指導者は、この欄に☑を入れてください。 ☐ 教員免許を取得しており、当該運動競技や文化芸術活動において部活動指導実績がある ☒ 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有している ☐ 学校教育法第 1 条に規定する学校において、当該運動競技や文化芸術活動の部活動で指導実績がある ☐ 高等学校卒業程度の資格を有し、市内各運動競技団体・文化芸術団体、市内中学校長、市教育委員会または在籍している学校の関係者から、指導者として適格であると推薦された ☐ その他、県または本市が開催する研修会等を受講したもしくは登録年度に受講する
登録区分 でサポーター を選択 した方 サポーター のみ	【 以下はすべてに✓をつけてください 】 ※全ての欄に☑がないと登録できません。 ☒ 人材バンク登録時に 15 歳以上（中学生不可）であること ☒ サポーターとして団体や指導者の指示に従うことができること

※指導者として登録する場合は、資格証等のコピーを提出してください。

この欄に☑を入れた方は
必ず資格証等の
コピーを提出してください。

私は、真庭市スポーツ・文化人材バンクに登録したいので、申請します。

なお、真庭市スポーツ・文化人材バンク登録制度設置規程に定められた要件を満たしており、この申請書の記載事項は事実と相違ありません。

また、真庭市スポーツ・文化人材バンクに登録された場合には、登録内容（個人情報を含む。）をスポーツ・文化関係団体及び中学校等の関係者、人材バンクシステム運営者等に提供するなど、真庭市のスポーツ・文化活動に係る事業において利用することに同意します。

0000 年 0 月 0 日

氏名 （自署） 真庭 太郎